

## 令和4年度 有田中学校部活動運営計画（案）

### 1 活動時間

期間	部活終了	完全下校	期間	部活終了	完全下校
4月	18:15	18:30	12月	17:00	17:15
5月～8月	18:30	18:45	1月	17:15	17:30
9月	18:15	18:30	2月	17:45	18:00
10月	17:45	18:00	3月	18:00	18:15
11月	17:15	17:30			

※ 尚、早下校等は16:30までとする。（生徒による下校指導は行わない。）

### 2 厳守事項

- (1) 使用場所の清掃、整備及び戸締まり等については、各顧問で責任をもつ。
- (2) 活動時や登下校時の身なりを整える。
- (3) 部室への入室は、部活動の更衣時のみとする。  
（体操服、体育館シューズ等は持ち帰る。また、忘れ物等があったときには、顧問に相談し、始業前に取りに行く。）
- (4) 下校時の買い食いはしない。
- (5) 下校時間を守る。

※ 上記の内容について守れない部活動は、職員会議で協議をし、活動停止等の処置をとる。

### 3 申し合わせ事項

- (1) 定期テスト及び学年末テストは、3日前（日曜日、祝日を含む）から活動を中止する。
- (2) 生徒の健康状態を考慮し活動が過剰にならないよう、原則、毎週水曜日と土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。（水曜日を休養日に設定できない場合は必ず別日に設定をする）また、第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。活動時間は、平日長くとも2時間程度、休業日長くとも3時間程度とする。
- (3) 生徒会や学級の活動などある場合はその活動を優先する。
- (4) 社会体育関係の大会前に部活動中止期間がある時は1週間前より活動を認める。
  - ・できるだけ出場する生徒にしぼる。
  - ・職員会議等で知らせる。
  - ・できるだけ短時間で活動する。
  - ・保護者会などに連絡する。
- (5) 雨天時における外の種目の練習においては、連携をとり安全面に十分留意する。
- (6) 上記の内容を含め問題点が発生した場合は、関係職員で検討し処置する。

#### 4 外部指導者について

外部指導者の任用については以下のように規定する。

- ① 顧問の部活動運営に協力できる。
- ② 技術指導だけでなく、生徒指導を行うことができる。
- ③ 勝利至上主義を第一とせず、生徒の人間形成のための教育ができる。

#### 5 その他

- (1) 1年生は4月8日（金）から4月15日（金）までを見学及び体験期間とする。  
4月18日（月）までに入部届を提出し、正式入部とする。  
なお、見学及び体験期間中は、17：15終了 17：30完全下校とする。  
ただし、入部を確定している1年生に関しては、体験期間中であっても2・3年生と同じ扱いでも可とする。これに関しては顧問と保護者と密に連絡を取り合うこと。
- (2) 施設の貸し出しや試合等では、当該施設を使用する部活動の顧問に十分確認を取る。
- (3) 入退部については本人、保護者、担任、顧問で十分に相談をして決定し、『退部届け』  
『入部届け』を提出させる。
- (4) 朝練習や昼練習、部活動の延長は特別な場合を除いては、許可しない。
- (5) 休日や祝日等では食事等の後始末や整備を十分行う。
- (6) 休業日の活動においては、スポーツ飲料を持参してもよい。
- (7) 差し入れ等があった場合は、顧問の判断のもとで取らせてもよい。
- (8) 週に2日以上完全下校を守れない部活動は、1週間の部活動停止とする。